慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告
Sub Title	Rapport d'enquête sur l'image du juriste et sa formation en France
Author	山元, 一(Yamamoto, Hajime) Giraudou, Isabelle
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.12 (2009. 1) ,p.287- 322
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾創立150年記念号下巻 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20090125-0287

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告

山　元　　一
協力　イザベル・ジロドゥ

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　本調査報告の結果について
Ⅲ　若干のまとめ

Ⅰ　はじめに

(1) 本調査報告の問題意識

本調査報告は、科学研究費「〈大きな司法〉に向けての法曹像の憲法学的再構築」（基盤研究（C）－２）〔2004年度～2006年度〕として採択された研究計画の一環として行った研究成果の一部である[1)]。その狙いは、かかる研究を遂行し、フランスの裁判の担い手とその養成の仕方についてより知見を深めるためには、単に文献上の調査検討にとどまらず、法曹像と法曹養成についてフランスの司法関係者に対して直接インタビューすることが有益であると判断したからである[2) 3)]。

調査結果の報告を行う前に、そもそも本研究の問題意識がどのようなもので

1）本研究計画に関係する既発表の研究成果として、山元一「『コオルとしての司法』をめぐる一考察」藤田宙靖＝高橋和之編『〔樋口陽一先生古稀記念〕憲法論集』（創文社、2004年）251頁以下、同「責任と統治の主体としての裁判官―最近のフランスにおける裁判権をめぐる議論について―（２・完）」『法学』68巻２号〔2004年〕１頁以下、同「解題　公共空間における裁判権」日仏公法セミナー編『公共空間における裁判権―フランスのまなざし―』（有信堂、2007年）５頁以下、がある。

あったかについて触れておこう。

1990年代の後半に開始された司法改革という、日本国憲法の下でいったん定着したかに見えた法システムのありようを根底から揺るがし、法律家共同体に浴びせかける荒波の向こうに見える〈大きな司法〉の時代を展望しつつ、そのような時代が要求する法曹像を憲法学的観点から根本的に再検討を加え、新たな法曹像を構築しようとするものである。そして、その比較法的検討素材としては、フランスが選択される。このような選択にかかわる事情は以下の通りである。

1789年に世界史的意義を有する「人および市民の権利宣言」を宣明したフランスは、一般に人権・立憲主義の母国に位置づけてられてきたものの、近代社会の裁判をめぐっては、実は、必ずしも豊かな経験を有する国だとはいい難い。

2）一定の聞き取り調査も含めた最近のフランス法曹養成制度の全体像についての調査報告として、すでに、「海外実情調査報告（フランス）」（http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/sonota/kaigai/pdfs/huransu.pdf）、及び横山美夏「フランス法曹養成制度についての調査報告書」（http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/pdf/french.pdf）がある。

3）なお、本研究では、当初、同様の目的意識から考察の対象をより広げ、ヨーロッパ人権裁判所裁判官のインタビューを行い、その結果をフランスの司法関係者のインタビュー結果と比較対照させて、分析をより深める予定であった。そして実際に、Garlecki裁判官（ポーランド）、Tulkens裁判官（ベルギー）、Spielmann裁判官（ルクセンブルグ）に対して、2005年９月８日ヨーロッパ人権裁判所のそれぞれの執務室において会見を行う機会に恵まれた。しかし、時間的制約に加えて、それぞれの国に固有の司法の歴史があることもあり、事前に、フランス司法関係者に対する質問票と同様の質問票を送った上で、インタビューを実施したのであったが、残念ながら本研究にとって有益な形でのインタビューとはならなかった。また、別の機会にリヒテンシュタインCalfisch裁判官にもお会いすることができた。上記４裁判官との会見をセットしていただいたAlexis Vahlasストラスブール第３大学准教授に謝意を表する次第である。

また、弁護士関係者からもインタビューを行いたいと考え、モンペリエの弁護士一名と接触したが、フランス滞在日程上の問題から、司法関係者と同様な仕方でのインタビューを実施することはできなかった。この件について、相談に乗っていただいたAlexandre Vialaモンプリエ第１大学教授に謝意を表する次第である。今後機会があれば、弁護士関係者に対するインタビューを何らかの形で行いたいと考えている。

「法の支配」の観点から論及されるのはイギリスであって、フランスではない。フランスで裁判機構を備えた人権保障が行われ始めたのは、ヨーロッパ諸国で第２次世界大戦後に憲法裁判制度が普及してきたことに大きく遅れて1971年以来のことであった。このようなあり方は、フランス革命を貫いていたのが徹底的なアンチ・コルポラティスムであって、そのコロラリーとしての《司法ペシミズム》が支配していたことの歴史的反映であった。実際、現行第5共和制憲法も、司法についての章（第８章）は、De *l'autorité* judiciaireという表現が用いられ、pouvoirという言葉は避けられている。しかしながら、このような事態は、最近根本的に変化しつつある。ヨーロッパ統合がEU裁判所に強い権力を与え、また、ヨーロッパ人権裁判所の判例が条約加盟国に人権保障に極めて大きな影響を与えていることに促されて、今日のフランスでは、裁判権・法曹が民主主義社会において果たすに至った大きな役割に着目して、「第３の権力としての裁判権」という見方が定着しつつある。

本研究の課題の第１は、このような状況の中で、現在のフランスにおける裁判権、そしてその担い手としての法曹論（とりわけ裁判官と弁護士）の展開そのものを、解明することである。深化を続けるヨーロッパ統合、そしてその下で蓄積されているEU法・判例およびヨーロッパ人権裁判所判例という〈ヨーロッパ法共同体〉の流れの中で、また、より複雑化し錯綜化する社会構造の中で、制度改革が続けられている裁判に期待される役割が改めて拡大しつつある。ここでは、それらの様相を具体的に解明することが課題となる。

本研究の課題の第２は、以上のことを前提として、フランスにおける裁判権・法曹をめぐるあり方の実態を、「権力分立」論・「人権保障」論を問題意識としてもつ憲法学の関心視座から、多面的に明らかにすることである。日本では、司法改革がいよいよ実現されつつあり、従来の〈小さな司法〉を脱皮して、ようやく〈大きな司法〉が現実化しつつある。もともと、ヨーロッパ社会の中で最も意識的に〈小さな司法〉を実現していたフランスの最近のラディカルな変化は、司法をめぐるあり方の根本的に異なる英米法系諸国と比べて、ヨーロッパ大陸のモデルとなる法曹養成のあり方を実現してきた国であり、職業裁判官

制度を堅持している点からいって、日本にとって、より着実で建設的な観点から参考となる国であると考えられる。

本研究は、裁判権や法曹像について、フランスでどのような議論及び実態があるのか、について踏み込んで検証し、そこから、日本憲法学にとっての示唆を汲み取ろうとする。特に、従来の日本では、〈小さな司法〉の下で、法曹のあり方として、官僚司法 vs 在野法曹という対立図式がステレオタイプ的に定着してきたので、この図式を建設的な仕方で克服するための理論的及び実際的手がかりをフランスにおける研究から獲得する。また、本研究は、その射程として理論プロパーの課題だけではなく、法曹の実際のあり方（養成・実務）の問題に目を向けることによって、理論的な憲法論のあり方と法曹が実際に現代民主主義社会において担う役割とのダイナミックな関係に注目し、理論と実態の相関関係を解明しようとする。

(2) 最近のフランスの裁判権をめぐる問題状況

最近のフランスの裁判権をめぐる問題状況については、すでに概観を提供する機会があった[4] が、その後の推移として付け加えるべきものとして、以下の二点を指摘することができる。

(i) 新たな法学研究の動向――「研究ミッション・法と裁判」

フランスにおける近年の目覚しい裁判権の存在感の強まりは、法や裁判についての新たな研究への興味をかきたてるようになり、それが学際協力を志向する新しい研究組織の誕生を促した。「研究ミッション・法と裁判（Mission de recherche: droit et justice）」がそれである[5]。この研究組織は、1994年に司法省とCNRS（国立科学研究センター）の共同のイニシアティヴに基づいて設立された公益法人である（法的基礎は、1994年２月11日のアレテ）。運営評議会を構成するのは、司法省（50％の決議権）、国立科学研究センター（30％）、国立司法

4）参照、山元・前掲注（1）「解題　公共空間における裁判権」。

5）cf. http://www.gip-recherche-justice.fr/mission/presentation-mission.htm

学院（10％）、全国弁護士会評議会（Conseil national des barreaux）（５％）、公証人高等評議会（Conseil supérieur du notariat）（５％）の５つの団体である。本研究組織の一般的な目的は、法と裁判の領域における研究の発展であり、裁判と法に関わる諸問題の全体について、学際的な研究の可能性を実現しそれを追求していくことである。とりわけ、研究の世界と裁判実務の世界との間のインターフェースの役割を果たすことが、その目的として掲げられている。より具体的には、①裁判に関する研究計画を定め、調整し、評価すること、②この活動領域において発言することが可能な研究チームや研究組織を認知し、それに対して支援を行うこと、③実務家、大学所属者、研究者の間の交換を促進すること、④裁判に関する学校および教育組織において常に情報を更新し、研究の活用をシステム化すること、⑤国際協力を促進すること、である。そして、二年に一度研究計画を公募して、それに対して財政的な支援を行っている。また、シンポジウムの報告集をはじめとして研究成果等について多彩な出版活動を展開している。

このように、「研究ミッション・法と裁判」は、司法省という、いわば上からの積極的なイニシアチブの下で、裁判と法についてのスケールの大きい学際的研究を促進する研究組織である、といえる。その中で、裁判に関する学際的な、広くいえば法社会学的な研究の価値が高く評価されており、裁判という営為に対して距離をとって観察する第三者の視点を否応なく裁判実務を担っている者たちに対して対峙させて、それを踏まえて裁判を行わせようとする企てとしての一面を有している。このような事態は、権威的あるいは政治的ではない仕方で裁判権の強化現象に対する一定の制御と方向づけを行おうとする、極めて興味深い試みであると評価することができる。

具体的な活動の一例として、筆者が参加することのできたシンポジウム「法に関する研究にとってどんなパースペクティヴ？（Quelles perspectives pour la recherche juridique?）」（2005年３月21日22日、於パリ）がある。このシンポジムは、３つの全体シンポのほか、８つのワークショップからなっており、閉会のセッションは、司法大臣 Dominique Perben（当時）の挨拶で締めくくられた。そ

れぞれのシンポやワークショップは実に多彩な人々によって多様なテーマが語られた（全体シンポは、７人程度のパネリスト、それぞれのワークショップは、司会者およびメイン報告者と討論者５名程度によって構成されていた。）。全体シンポのテーマは、「研究の組織化」（座長モンプリエ第一大学教授 Bernard Durand）「研究の対象と方法」（座長CNRS主任研究員 Évelyne Serverin）「各ワークショップの総括の提示」（座長ボルドー控訴院検事局検事長 Marc Moinard）、そして８つのワークショップは、「法と経済社会生活」、「法源と法システム」、「家族と人」、「正義と訴訟の規律方法」、「刑事裁判」、「国家と公権力」、「法・リスク・責任」、「裁判の組織と機能」であった。

(ii) ウトロ事件とフランス司法の危機

フランスの裁判権をめぐる状況は、決してバラ色ではない。裁判権の存在感が大きくなる中で、イギリスを対岸に臨むノルマンディの町ウトロ（Outreau）を舞台として人々を震撼させる大規模な冤罪事件[6]が起こった。このウトロ事件は、のちのち国民議会の大規模な調査委員会による調査（2006年）が行われる[7]など、フランスの司法のあり方を深刻に反省させる重大な契機となったのであった。この事件では、2000年末以来の家族の子どもに対する性的虐待について子どもたちの証言と、一部の加害者の親の証言を信じた若き予審判事

6) Antoine Garapon et Denis Salas, *Les nouvelles sorcières de Salem : leçon d'Outreau*, Seuil, 2006, A. Antoine Vauchez et Laurent Willemez, *La justice face à ses réformateurs (1980-2006)*, PUF, 2007, p.249 et s., Denis Salas, L'affaire ou le miroir d'une époque, in *Le Débat*, n° 143, 2007, p. 30 et s. Némésis judiciaire ou le cauchemar d'une justice parfaite, in ibid., p. 46 et s., Robert Muchembled, Outreau : un procès en sorcellerie de notre temps, in ibid., p. 63 et s., Bénédicte Vergez-Chaignon, L'affaire d'Outreau 2000-2006 : Chronologie, in ibid., p. 79 et s.

7) 委員会の報告は、*Rapport fait au nom de la commission d'enquête chargée de rechercher les causes dysfonctionnements de la justice dans l'affaire dite d'Outreau et de formuler des propositions pour éviter leur renouvellement*（Président Andre Vallini, Rapporteur Philippe Houillon), Assemblée National, N° 3125, Enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 6 juin 2006 として、公表されている。

Fabrice Burgaud[8] による、長期間の無実の者（13名、このほか一人は拘置所で自殺）に対する長期にわたる拘留（2001年～2004年）行われ、そののち彼らは釈放された。このような事態に直面し、大統領は元被告人らに謝罪状を送り、首相及び司法大臣も彼らとその家族を接受した。

この事件には、かつての大逆罪にも擬しうる現代社会における児童虐待事件に対する極度に激しい反応（そしてその背景にある、安全と被害者救済のイデオロギーの強まり）[9]、世論の裁判に対する大きな期待、被疑者被告人の法的保護に大きな問題を抱えたフランス刑事司法制度（糾問主義手続、仮拘留制度（détention provisoire））、メディアのヒステリックな反応、社会的経験に乏しい予審判事の職務遂行など、数多くの要素がそこには介在している。

そこから引き出すことのできる教訓として、①新たな職業的倫理の確立の必要性、②司法制度に内在するリスクへの予防的対処の確立の必要性、③裁判官養成制度の見直し（国立司法学院入学者の人物評価の充実化、弁護修習の強化、修習期間の延長、法技術に偏らない職人芸的な技術の伝達）、④裁判官の責任追及制度の強化、など、職業的裁判官と基本的にそれによって運営されている司法制度への新たな監視の必要性を呼び起こすものであった。そして、制度的に、そのような役割を果たしたのが、重罪院における陪審と調査委員会を設置した議会であり、フランスに伝統的な民主主義制度が、制度的手続によって守られている司法の暴走に対する防波堤となることを示したのだ、とGaraponとSalasは指摘する[10]。

前置きが長くなったが、いよいよ以下では、本調査報告の結果について述べることとしよう。

8）1971年生まれ。Burgaudは、1996年に国立司法学院に入学し、2000年に卒業した。

9）A. Garapon et D. Salas, supra note（6）, p. 18.

10）A. Garapon et D. Salas, supra note（6）, p. 156.

Ⅱ　本調査報告の結果について

質問内容は、以下のようなものであった[11]。

1　フランスの裁判官養成において、今日の社会において裁判官が、特にいかなる役割を果たすべきだと考えているか。

2　裁判官モデルの教育において、いかなる方法が用いられているか。

3　フランスでは裁判官の中立性についてどのような考え方が採られているか。

4　市民社会とその期待に対する裁判官の感受性を高めるために、どんな研修プログラムが用意されているか。

5　基本権に関して、どのような教育がなされているか。

6　裁判の質の向上の問題について、どのような教育上の配慮がなされているか。

7　法曹倫理の問題は、研修プログラムのなかでどのように取り扱われているか。

8　フランスでおこなわれている司法に関する大きな改革は、「法治国家」という理念と結びついていると考えてよいか。

9　日本と同様にフランスでも社会の〈司法化〉が進展しており、〈行政機能の縮小と司法機能の拡大〉が語られているが、そこに健全な民主主義の兆候をみることができると考えるか。

10　フランスにおける参審制はしばしば強い批判にさらされてきたが、それにもかかわらず維持され続けてきた。最近、改革の対象となってきた（重罪院の判決に対する控訴の導入を行った2000年６月15日の法律）。被告

11）質問に際しては、日本の司法改革の現状と問題点について、適宜言及をしながら行った。

12）日常事件裁判官は、７年ごとに大統領のデクレによって任命され、民事（1500ユーロを超えない訴訟）および軽微な刑事事件（第５級までの犯罪）を扱う。本制度については、参照、クリストフ・シャブロ（阿部智洋訳）「フランスにおける裁判官の専門化」日仏公法セミナー編・前掲注（1）185頁以下、参照。

人の権利を強化するこの改革は、参審制度の永続化に貢献するだろうか。

11　最近発足した日常事件裁判所（juridiction de proximité）制度[12]についてどのように評価するか。日常事件裁判官について、国立司法学院は、その研修に協力することになっているか。

インタビュー対象者の特性に応じて修正を加えつつ、以上の項目に従って質問を行ったが、回答は必ずしも、こちらの質問に対する直接の答えでない場合や、順序が前後する場合もあったので、回答内容を整理することとした。

アンケートの対象者は、①Eric Veyssière国立司法学院研究部門副所長（sous directeur des études）（2005年３月21日国立司法学院にて実施）、②Valéry Turcey司法官職高等評議会（Conseil Supérieur de la Magistrature）構成員（2002―2006年在任）・ランス裁判所副所長・元司法官組合連合（Union syndicale des magistrats）代表（2005年３月23日司法官職高等評議会にて実施）、③Véronique Giménoモンプリエ第１大学法学博士、司法修習生〔（当時）2007年10月現在グルノーブル少年裁判所裁判官〕（2006年12月７日実施、その後書面による回答を受領）、④Dominique Rousseau司法官職高等評議会構成員（2002―2006年在任）（モンプリエ第１大学教授〔公法学〕）（2005年３月18日司法官職高等評議会において実施）の４名である（肩書はいずれも当時）[13]。

13）本インタビューの実施に当たって、Isabelle Giraudou氏（国際法・環境法専攻、パリ第２大学法学博士、日仏会館研究員、前東北大学客員准教授）の献身的な協力を受けることができたことについて、謝意を表する次第である。具体的には、まず、質問項目の設定について相談に乗っていただいた。次に、①のインタビューについて、Veyssière氏にアポイントメントをとっていただいた。そして、①②④のインタビューについて、多くの手間と時間を割いて録音したものをテープ起しをしていただいた。さらに、②のインタビューにおいては、同氏も同席しVeyssière氏にいくつかの質問を行ったがそれへの回答もここでの検討の素材となっていることについてお断りする次第である。

（1）Eric Veyssièreへのインタビュー

（i）国立司法学院とそこにおける研修について

――国立司法学院入試の準備について

各大学に司法研究所（Instituts d'Études Judiciaires）が設置されており、すべての修習生はそこでの教育を受けている。また、私立の予備校もいくつか存在している。

――国立司法学院における多元的な入試制度[14]について

国立司法学院では、①法学修士以上の学歴を条件とする通常の入試（約230名）のほかに、②公務員を対象とする入試（約12名）、③私的セクターにおける職業経験を８年以上有する者を対象とする入試（５～10名）、④博士号を有する若手弁護士、若手大学研究者等を対象とする書類選考入試（約30名）の４種類があるが、学院修了試験の成績はほとんど変わらない。③においては、精神分析家や原子力潜水艦の指揮官の経歴を有する者が入学した例がある。昨年度のトップは、書類選考による合格者であった。これについては、一般的にいって、政治家からの評判もいいし司法官たちもそのような多元的な入試のあり方を受け入れている。研修内容はほとんど変わらないが、書類選考者に対しては２ヶ月間の外部研修は免除される。ただ、2002年以来法律によって認められた、10年間の経験のある者に対して特別入試によって直接司法官として採用するルートも開かれた。この者に対しては、国立司法学院で短縮された研修を行うが、このような選抜方法については、異論もある。

このような入試の多様化のイニシアティヴは、政府から来ている。一つ目の理由は、社会の構成と類似した、相異なった経験を有する司法官を養成しようとする目的からである。もう一つは、特別入試については現場で必要な即戦力

14）国立司法学院を受験することができるのは、３回までである。最新の時点での国立司法学院の入試制度については、cf. http://www.enm.justice.fr/Concours/concours_enm/les_3_concours.htm なお、そこには、書類選考方式の入試については、記載されていない。これについては、入試ではなく、司法修習生の直接採用として、以下のWeb pageに記載されている。http://www.enm.justice.fr/concours/recrutement_sur_titres/recrutement_sur_titres.htm#auditeur

を短期間で獲得するためである。特別入試の場合には、志願者の希望によって既に採用時に割り当てられるポストが決定されている。

――司法の女性化（féminisation）について

入所する研修生の75％は女性であるが、その理由はそもそも法学部生の70％が女性であることに起因している。弁護士にも女性化は及ぶようになってきている。とはいっても、男性に対する「積極的差別」[15]を実施する必要まではないであろう。

女性司法官にとっての主要な関心は、大きな裁判所の管理職に就任することではない。彼女たちの関心は、職業生活と個人的な生活をどのように両立することができるか、にある。したがって、職種によって強制の度合いが違うので、どの職種を選択するかについて、早くから彼女たちは考えることになる。

――修習生の出身階層について

国立司法学院の修習生の履歴書を見るとわかるが、パリ出身者や高級官僚の子弟が多い国立行政学院、あるいは高等商業研究院（HEC）とは異なって、非常に広範な社会階層出身者からなっている。１学年280名のうち、司法官の子弟は７～８名しかいない。移民に関しては、修習生の中でイスラム教徒が何名いるかについて調査をすることはないので正確な数字は不明であるが、移民出身者が増加していることは確かである。

――国立司法学院での教育体制について

ここで行われる初期研修の内容は非常に多様であり、ほとんどすべてのものが存在している。24名の司法官の身分を有するフルタイムの教員が、３年から６年間実務を離れて教育に従事している。６種類の職種のうち、例えば、予審判事・少年担当裁判官・検察官について、それぞれ４名の教員が担当している。多数の大学の研究者教員も、個別的なテーマに応じて参加している。

また、修習生は、入所すると直ちに県庁、諸団体、企業等の研修に送り出し

15）フランスにおける「積極的差別」観念については、参照、山元一「国家像・人間像・平等化政策」川人貞史＝山元一編『政治参画とジェンダー』（東北大学出版会、2007年）43頁以下。

ている。

――現在のフランスにおいて法曹養成においていかなる点に力点が置かれているか、現在のフランスにおいて裁判官の理想的モデルは存在しているか、について

①国立司法学院では、数多くの司法官が研修教員を担当する。したがって、一つのモデルというものは存在していない。

②ここでは、相異なった６つの職務担当者を養成しているので、一つモデルを措定することは難しい。

③ここでの教育では、裁判官の行動、位置づけ（positionnement）、とりわけ公平な裁判官となるための教育に力点が置かれている。公平な裁判の原則を尊重する公平な裁判官がモデルである。

④ここでの教育では、決定行為（prise de décision）の訓練のための教育の比重が大きい。それは、具体的な事案において書類を与えて、分析・決定させることである。その際に、一定のモデルが与えられるわけではなく、よき決定をなすための一定数の基準を尊重することが要求されるのである。書類を十分に分析し、すべての書類に目を通し、対審原理を尊重し、事件関係者に対する決定のインパクトを予測する。

より具体的には、６種の職務に共通する決定準備、決定、決定の理由づけの三段階で、一定の教育方法に基づいて研修を実施している。

このほか司法を取り巻く現実や学説状況の理解を深め、大学、本学院、裁判所間の継続的な交流関係を維持するために、外部講師に講演を依頼することがある。例えば、少年に関する裁判の専門家であるJean Hauser（民法学）ボルドー第４大学教授や、哲学者Alain Finkelkrautを「偉大なる証言者（grand témoin）」として招聘した。彼は、本院関係者に対して、裁判官の地位、社会における司法化（judiciarisation）の意義について問いかけ、修習生とこのテーマについて議論を取り交わした。確かに、修習生たちは次第に社会における裁判官の地位に関する一般的な議論に直面するようになっている。本院は、したがって単に職業訓練校であるだけではなく、社会における裁判官の地位につい

ての考察を行う場所である。

学生たちも民主主義社会において裁判官であることについて多くの自問を行うようになってきている。そのなかでも、非常に重要な問題は、裁判のメディア化という問題である。修習生の多くはメディアとの対面を恐れている。そこで、メディアと裁判の関係についての研修企画を行い、ジャーナリストの出席を求めた。修習生たちは、将来裁判官になったときに、メディアによって注目される事件を取り扱う時に、どのようにしたらよいかについて非常に懸念している。

研修の方法として、集団作業が、すべての研修の段階において推奨されている。最大18人のグループをつくり、このグループは研修中維持される。さらに、「視野拡大と研究のための活動（activités d'ouverture et de recherche）」と呼ばれる活動がある。これは、５～10人のグループによって行われる。

――国立司法学院における教育の方法について

教育の方法としては、特に、実際の書類を用いた模擬演習（simulation）が重視されている。さらに、８ヶ月の講義期間中に外部の者800名（ジャーナリスト、弁護士、大学研究者、警察官、憲兵、社会活動家）の講演等に出席させる。

――基本権に関する教育について

ヨーロッパ人権条約に関することは、教育される。とりわけ、公平性と対審の原則の尊重について重視されている。これに対して、大学においてすでに修得していることが前提となっている公の自由についての講義はない。

――法曹倫理教育について

公平な裁判官を実現するためには、強い倫理性を尊重しなければならない。そこで、特別な倫理についての講義が設けられている。この問題は複雑であり、一つのモデルを押し付けることはできない。あるのは、倫理的な行動である。実際的な例について修習生に問いかけ、それに答えさせる。しかしながら、しばしば、唯一の解答は存在しない。なぜなら、フランスには、職業倫理法典は存在していないからである。司法大臣が倫理に関する委員会を設置したが、この委員会は、職業倫理法典の制定を提案している[16)]。現在までのところ、法典

が存在していない以上、ここでそれについて教育することはできない。

――ヨーロッパレベルでの教育上の交流について

ヨーロッパの他の法曹養成学校との間で、まず、短期の協力プログラムがある。例えば、昨年は、スペイン・ポルトガル・ドイツ・チェコに学生を送り、代わりそれらの学生を受け入れた。長期のものとしては、少数の者が２ヶ月の研修を行っている。ヨーロッパ以外にも、例えばドバイ・カンボジア・アメリカ合衆国等に出発している。このような交流は大きく発展している。今年は、EU加盟を希望しているブルガリアとの間で同様のことを行う予定である。しかしながら、これは大変難しい企画であり、お金もかかるので、このような試みを無限に増やしていくことは不可能である。

最近では、共同の訓練を行っている。例えば、国際刑事協力については、本校で国際協力依頼（commission rogatoire internationale）を行い、それを他国の法曹養成学校に送る。その学校は、その国の法と手続きに従って執行して本校に送り返す。本校は、その結果を検証する。このように大変興味深い国際協力を初期研修の時点からすでに行っている。継続的研修[17]においても、活発な国際協力が行われている。ヨーロッパ諸国の多くの司法官が研修プログラムに登場し、フランスの司法官も他国に送られる。このように国際協力が発展しているのは、近い将来に、ヨーロッパ司法空間において、裁判官たちは外務省を通じてではなく直接一緒に働かなければならならず、相互によく知らなければらないからである。これは一つの司法革命である。

16）Commission de réflexion sur l'éthique dans la magistratureのこと。司法大臣（当時）Dominique Perbenが破毀院筆頭法院検事（当時）Jean Cabannesに依頼した。cf. http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/034000695/0000.pdf

17）筆者が入手したÉcole Nationale de la Magistrature, *Programme de Formation Continue 2005* によれば、国立司法学院が提供する継続的研修のプログラムは、300以上に及んでいる。現代的な問題から比較法にかかわる問題、より一般的な教養にかかわる問題についてまで、多種多様なメニューが提供されている。

(ii) 裁判官の中立性について

――裁判官の外見的中立性と組合活動について

フランスでは、裁判官に自制義務（devoir de réserve）が課されており、中立義務を尊重しなければならならない。中立原理との関係で組合の自由が問題となりうる。しかしながら、組合が表明するのは、集団的立場であり、個人的立場ではない。いずれにせよ、フランスには強力で意思表明を行う司法官組合が存在している。具体的には、「司法官職組合（Syndicat de la Magistrature）」、「司法官組合連合（Union syndicale des Magistrats）」、「司法官職・労働者の力（FO Magistrature）」[18] 及びそこから分裂した「司法官職業団体（Association professionnelle des Magistrats）」である。したがってフランスに特徴的なのは、組合に加入した司法官がおり、その資格において世論に対して意見表明を行うことである。デモを行うこともあり、物議をかもしている。デモ活動自体は許容されているが、最近、司法大臣は、司法官はスト権がないということに注意を促した。

ここに入所し研修が始まると、フランスのすべての裁判官組合が説明と加入の勧誘を行うが、それに対して国立司法学院は関与しない。これと反対に、組合員としての生活と職業生活をどのように両立させるかについて、法曹倫理教育の枠の中で取り扱っている。とりわけ、組合員として集団的に意見表明をすることはできるが、裁判官の個々の事件における実務に影響を与えてはならない。

組合は、ここでの教育の変化に影響を与えている。なぜなら、研修教育の一般的な方向性を決定するのは、国立司法学院の運営評議会（Conseil d'administration）なのであるが、そこに、組合代表者が出席しているからである。彼らは、組合の視点から実務について一定のことがらを強調することがある。

18）政治的色彩としては、「司法官職組合」「司法官職・労働者の力」は左翼、「司法官組合連合」は中道左派系だといわれる。また、「司法官組合連合」は60％強、「司法官職組合」は30％弱の組織率だといわれる。

（iii）フランスの司法システムについて

――司法官職高等評議会との関係について

国立司法学院は、司法官職高等評議会の監督下にあるのではなく、司法省の監督下にある。本院の運営評議会議長は破毀院／筆頭院長（premier président）であり、副議長は破毀院検事総長（Procureur général）である。司法官職高等評議会に来てもらうのは、法曹倫理を語ってもらう研修の際である。司法官職高等評議会の最新の報告は、司法官の養成についてであった。前回の運営評議会において司法官職高等評議会とこの報告について議論した。イタリアでは、司法官職高等評議会が司法官養成の責任を負っている。

フランスでは、司法省が司法官人事を行っているので、教育を担当することは当然と考えられている。国立司法学院は、独立した教育機関であるから教育内容の独立性が保障されているが監督権は、なお司法省にある。諸外国には、司法省がほとんど存在しないので、執行権から切り離された司法官職高等評議会が監督する例もある。その利点は、自治、大きな独立性があるということであり、その欠点は、容易にコルポラティスムに陥ることである。もし組合によって司法官職高等評議会の多数派が掌握されてしまうと、司法官コオルは部分的に組合組織によって支配されてしまう危険がある。運営評議会の構成員は非常に多様である[19)]。組合の代表者、大学教員、弁護士も参加している。それによって司法制度における多元的代表が確保されている。

――裁判官コオルと検察官コオルの一体性について

私にとっては、それは自明的に思われる。当初は、裁判官コオルと検察官コオルの厳格に地位を分離することを望む者たちもいた。司法官職高等評議会は、憲法院が何度か述べたように、検察官は司法と個人の自由の擁護者だとして、司法コオルの一体性に執着していた。したがって、検察官は、裁判官と同様の教育を受け同一の地位を有さなければならない、とされた。この問題は、憲法学界で大きな議論となっている。

19）国立司法学院運営評議会の構成員は、1972年５月４日のデクレ（Décret relatif à l'École nationale de la magistrature）の規定により任命される。

――日常事件裁判制度について

これについては、今の時点で判断するのは、時期尚早である。

――現行の参審制について

フランスでは、商事裁判所や労働裁判所などの非職業的裁判官の参加による裁判が存在している。重罪院では、３名の裁判官と９名の陪審員によって構成される裁判体で裁かれる。日常事件裁判官は、軽罪裁判所で裁判官となることがありうるので、非職業的裁判官がそこに参加することがありうる。

個人的な経験でも、重罪院における参審制はよく機能している。この制度は革命以来の歴史を有するが、それには、判決に正当性を与える意義がある。陪審員との合議は非常に面白い。問題があるとすれば､能力と研修の問題がある。重罪院の判決に対しては、職業的裁判官からなる裁判所に対する控訴が認められている。

――司法改革を行うための標語は「法治国家」か、あるいはそれ以外の言葉はあるか。

フランスでは、憲法によって個人の自由の擁護者とされている。司法官は、個人の自由を擁護することを通じて「法治国家」の問題に応える。反対に、裁判官が公平で客観的で中立的でなければ批判される。もはや個人の自由も「法治国家」も擁護することができない。そこから、強い倫理を持つことの必要性が生じる。

(2) Valéry Turcey氏へのインタビュー

(i) 国立司法学院とそこにおける研修について

――国立司法学院について

現在の国立司法学院の所長はGuy Canivet氏（破毀院筆頭院長）である。所長は、破毀院にも司法官職高等評議会の同意を得る必要なく、閣議すなわち政府の意思によって決定される。司法官の初期研修と継続的研修の双方を実施するのが、国立司法学院である。国立司法学院が、社会におけるどのような裁判官の役割を強調しているかについては、国立司法学院を、所長の考え方との関係

でいくつかの時期に分けて考えてみなければならない。所長の考え方自身が政府の考え方を幾分かは反映している。司法官職高等評議会のメンバーを懸念させることは、政府が他の者の意見を求めることなく所長を任命するということである。この任命は、現実にはかなり政治的な任命である。左翼政府は左翼の所長を任命し、保守政府は保守の所長を任命する。そのことが問題となるのは、国立司法学院の所長は常に司法官なので、所長の政治的傾向が知れるところとなってしまうことを意味している。これがフランスの現実である。

――国立司法学院における多元的な入試制度について

現状の多様な入試のあり方は、限度を超えない限りは、いいと思われる。政府のイニシアティヴで、すでに職業的経験を有する者を採用する制度が設けられた。司法官は、国の姿と似ている方がいい。だから、多様な職業的経験を有する者が所定の試験をパスして、司法官となるのは、司法の形骸化を避ける上で大変望ましいことである。

――国立司法学院における教育の推移について

非常に長い間、国立司法学院は、裁判官の職務の社会的側面を強調してきた。法を語るとは、訴訟による社会の規律の方法であって、初期研修において、裁判官は、裁判のパートナー、すなわち弁護士はもちろんのこと、心理学者、婦人民生委員（assistantes sociales）、異文化の専門家と多くの接触を持たなければならないと説明されてきた。フランスには裁判所とかかわりをもつ外国人が多いので、例えば、イスラム文化を理解するために開発された教育モジュールがある。これが長い間国立司法学院の特色であったそれで、司法官の間ではしばしば次のようなジョークがあった。「私たちに問題なのは、書類の山だ。判決を下さなければならない。社会心理学、家族問題解決における取引的分析（analyse transactionnelle）なんかは、学校の方にお任せだ。」

このような状況は、少し変化した。なぜなら、司法官は、純粋な法律家よりも他の人々との関係を持つことに慣れてきたので、約10年前からその教育の重点を、法、技術の習得、手続法令、模擬法廷に置くようになったのである。したがって、現在では二つの軸が存在している。一つは、司法的技術にかかわる

技術的側面である。もう一つは、判決行為とかかわる、裁判官に必要な限りでの人文科学、社会学、民俗学、心理学である。この二つの比重をどのようにするかについては、教員団によって構成される民主的な諮問機関も存在してはいるが、所長の考え方次第である。現在では、技術的側面が優位している。

――国立司法学院における研修とその問題点

初期研修においては、大学の授業に類似した授業と演習とが組み合わされた模擬法廷も含めた理論（scolarité）修習と裁判実務修習（stage juridictionnel）の二つの修習がある。さらに、「思いつき修習」とでも呼ぶべき修習がある。まずはじめの３ヶ月は、企業、行政庁や外国などで外部修習を行う。個人的には、この修習がなぜ存在するのか分からない。少なくとも、この時点でそのような修習を行うのは間違っている。なぜなら、法律の勉強だけをしてきた修習生を直ちに送り出してもさして意味はない。受け入れる側は若い裁判官として受け入れるかもしれないが、実際には、彼らは裁判についても彼らの働く世界についても何も知らないのである。そのような「世界の発見」という修習は最後に、裁判について多少の知識を得た後に行う方が望ましいであろう。

発足当初の国立司法学院における研修は、かなり時間的余裕があり、ほとんどのものが無事研修を修了して司法官となることが当然であったため、競争的雰囲気はなかった。ところが、その後雰囲気は競争的になり、学生たちは非常にたくさん勉強することを強いられるようになった。学生たちは点数を大変気にするようになり、グランゼコールの準備学級のような雰囲気になってしまった。

とはいえ、全体としては、国立司法学院の研修モデルは、うまく機能していると思う。この学校が創設される以前に司法官になった者や、ここでの研修をしなかった司法官と比べると、ここで研修をした者は均質的であり、一定のレベルに達している。箸にも棒にもかからない者はほとんどいない。

――継続的研修について

以前は、７～８年に一回国立司法学院で継続的研修を受ける義務があったが、現在ではそれは廃止された。現在では、継続的研修は、所属組織の長の許可を

得た上で、随意的になされている。全体に国立司法学院における研修の質は高い。問題としては、司法官は、従来とは異なったポストに就く際に不安を覚えるが、新たなポストのための研修が行われるのが、半年後１年後となることが珍しくないことが挙げられる。

現職司法官が、国民議会・元老院・行政庁など外部で研修することもありうる。私自身は、フランス国鉄やフランス電力会社（EDF）で研修を行った。国立司法学院は、司法官、彼らの研修、市民社会の間のインターフェースの役割を果たしている。

(ii) 裁判官の中立性について

――裁判官の中立性について

司法官職の地位に関する組織法律にかかわるオルドナンス[20] によれば、王党派が禁じられるような印象を受けるが、現代には王党派はほとんどいないので、恐らくは、アルジェリア戦争の時に、OAS[21] に共鳴する者を規制することに目的があった。今日のフランスの自制義務の基礎は、非政治化という観念よりもむしろ、公平性の観念と深く結び付いている。確かに、20年前には、ビラ配りやストなどの政治的活動をしたために懲戒処分を受け、Obrego、Volff、Exertier事件などそれらが行政訴訟となった例があった。しかし、そのような時代は、もはや過去である。

20）Ordonnance n° 58-1270 du 22 décembre 1958（Ordonnance portant loi organique relative au statut de la magistrature）10条は、以下のように規定している。

「1　司法官団においては、すべての政治的討論（Toute délibération politique）は禁止される。

2　司法官に対して、共和国政体の原則ないし形態に対するすべての敵意の表明は、禁止される。その職務が彼らに課す政治的自制と両立しない政治的性質を有するすべての示威活動も同様である。

3　同様に、裁判所の作用を停止させあるいは妨害する性質を有するすべての協力活動（toute action concertée）も禁止される。」

21）Organisation Armée Secrèteの略。アルジェリア戦争を機縁としてアルジェリアをフランスの植民地として保持しようとする勢力として活動した秘密軍事テロ組織。

今日では、自制義務は中立性の観念と結びついており、開廷の冒頭から訴訟当事者のどちらか一方の肩を持つことは禁じられる。自制義務にかかわる訴追は、政治的性質を帯びるものなので非常に減っている。左翼の司法官を訴追するのはいつでも保守政府であり、保守の司法官を訴追するのはいつでも左翼政府である。1992年に司法権の現状を厳しく批判し、社会党を攻撃する小冊子を出版した予審判事が社会党のVauzelle司法大臣に訴追されたが、1993年に政権交代が起こり保守政権が成立すると、直ちに訴追は中止された。昨年、この司法官にレジオン・ドヌール勲章が与えられた。

私が自制義務にはっきりと反していると考えるのは、ニースの有名な検事Éric de Montgolfierの例である。司法大臣が彼を訴追しないのは、そうすると大スキャンダルに発展する可能性があるからである。今日では、自制義務は衰退している。私は、司法官組合連合代表であった当時、組合指導者としていいたことはすべていっても問題とはならなかった。現在代表を務めているDominique Barellaがテレビでしゃべっているのを聞いたが、彼は実際には、ほとんど政治家のように言いたいことを言っていた。

フランスの司法官が、限度を超えない範囲内で市民としての司法官であることは、むしろいいことだと思う[22)]。もちろん、裁判官が開廷時に、「私はJacques Chiracに忠誠を尽しているので、社会主義者によって採択されたこの法律を適用したくない」などと述べる裁判官はいるはずがない。

司法大臣が法案を作成した時に、それに対して司法官が公然と批判することは問題があるとは思わない。政治家の神経を逆なですることにはなっても、市民がそのように感じるとは思わない。もちろん、「司法大臣は、間抜けだ（imbecile）」とか、「この法案は、愚劣だ（torchon）」というのは、行き過ぎている。

22）この点に関して、1998年５月27日の司法官職高等評議会の意見は、司法官が裁判に関する意見を表明することは自由ではあるが、「職務の尊厳や威信」や「中立性」を侵害してはならないこと、そして、民主主義社会における情報への権利の要求と無罪推定、職業上の秘密、自制義務の要求を両立させなければならない、ことに注意を喚起した。

実際に、フランスでは、Perben司法大臣の法案が破毀院の司法官によって厳しく批判されたが、一度も問題とされることはなかった。このような行為が本来的に法的に許されないことかどうかは、よくわからない。法的に禁じられている「政治的性質を有するすべての示威活動」とは何かは、政府の意思によって決定される。政治家たちは司法官の発言を禁じる誘惑に駆られるが、メディアとの力関係で司法官のほうが強いので、Montgolfier検事の例がそうであるように、政府はあえて司法官に対して沈黙を強いることをしない。

司法官の中には明確に政治的な見解を有する者が珍しくないが、ほとんどの司法官は、裁判を行う際にそのような見解からは距離をとっている。

司法官の行動が大々的にメディアで報道されるスキャンダルとなった最近の事件として、汚職事件にかかわったVoirainの事件や、司法官職高等評議会構成員であったMichel Joubrelの事件がある[23)]。そのため司法官の職業倫理の問題が論じられるようになり、Cabannes委員会が答申を出した[24)]。司法官職高等評議会も、この問題について一定の意見の表明を行った[25)]。統計的には、国立司法学院を経ることなく、職業経験（執行士、公証人、警察官）に基づいて採用された裁判官が懲戒される確率がはるかに高い。特に、自由業についていたものは、顧客との癒着が生じる可能性が高い。

23）かつて、司法官組合連合代表であり、1998年から2002年まで司法官職高等評議会の構成員であったJoubrel検事は、インターネット上での児童ポルノ写真の複製及び他の愛好者との間の交換等に関与したという理由で、司法官職高等評議会によって懲戒処分（2004年6月11日）を受け、強制的な退職を余儀なくされた。彼の処分についての司法官職高等評議会の処分決定は、匿名の形で、Conseil Supérieur de la Magistrature, *Rapport d'activité 2003-2004*, Les éditions des Journaux officiels, pp. 174-177 に掲載されている。

24）前注（16）、参照。

25）司法官職高等評議会の意見（2005年5月20日）については、*cf.* http://www.conseil-superieur-magistrature.fr/actualites.php?id=9

（iii）フランスの司法システムについて

――裁判官人事の中立性

フランス司法の歴史は、例えば、第二共和制から第二帝制への移行時など、フランス史上の体制の移行の際の司法官に対する取扱いを取り上げた『司法官職の粛清』[26]という書物がよく示しているように、政治的粛清の歴史であった。

司法官職高等評議会は、内部に余りにも多様な政治的傾向を有する者を抱えているので、政治的傾向を相殺しあっており、結果として政治的中立性が確保されていると思う。例えば、パリの裁判所の所長や、私自身が任命されているランスの副所長の地位は、司法官職高等評議会が意見を述べることができるものの、司法大臣、すなわち政府のイニシアティヴによって決定される。左翼が政権の座にあるときは左翼の司法官が厚遇され、保守が政権の座にあるときは保守の司法官が厚遇されることは否定できない。ドイツやアイルランドの裁判官人事と比べてフランスのほうが中立的だと思う。ベルギーは、フランス語圏とフラマン語圏のクオータ制を伴っているが、率直にいって人事は政治的である。

――検察官人事の中立性

フランスでは、検察官と裁判官は同一のコオルを形成しているが、その検察官の頂点に、検事長（Procureurs généraux）がいる。彼らは、知事と同様に政府によって任命される。左翼政府は左翼の検事総長を、保守政府は、保守の検事総長を任命する。検事の人事については、司法官職高等評議会は意見を述べることができるが、政府はそれを無視することができる。したがって、検察官人事が政治的に中立的かどうかについては、疑問がある。

――裁判官コオルと検察官コオルの一体性について

最近の警察官は、警察からの圧力にさらさられていて自由に議論ができなくなっている。そのような圧力を減ずるために、当面一体性を保持することが望

26）Robert Badinter et alii, *L'épuration de la magistrature*, Loyselle, 1993

ましいのではないかと思う。だが、将来的には、分離は不可避であろう。

――フランスにおける市民と裁判

市民の裁判に対する期待は何か、ということは大変難しい。確かに、フランスで裁判は遅いが、ヨーロッパでは中位である。また、裁判が高くつくのは本当だが、裁判所に払う費用ではなく、弁護士への報酬の支払いが高くついている。また、司法が独立しておらず政治化していることに対する批判もあり、さらに、裁判で負けると不満を持つ。

市民が不満を感じているかどうかは分からないが、フランスでは法の下の平等が存在していないことは確かである。パリの裁判所で課される刑罰は、地方の裁判所で課される刑罰の半分である。これは統計的真実である。これは、陪審員の意識がパリと地方とで異なっていることに起因している。

司法大臣は裁判にかかわる問題について市民に情報をより多く与えるための改革を行い、また、裁判所での対応を改善するために、案内係を設置したりしている。

――現行の参審制について

重罪院における参審制は、かなりうまくいっている。かつては、陪審員は裁判長の意のままに操られるという懸念があったが、今日ではそのような批判は影を潜めた。また、最近、判決に対して同じ重罪院に対する控訴も認められるようになった。

――日常事件裁判制度について

この制度については、必ずも公平性の保障できない人々を拙速で裁判官に採用したことについて、大きな懸念がある。政治的権力の意思によって政治権力に最も近い者たちを司法作用の中に招き入れた疑いがある。

――最近のフランスにおける裁判権の強化を「法治国家」の強化と呼ぶことができるか、について

私は、「法治国家」という言葉を、法が国家とその機関を拘束する、と理解している。フランスでは、革命期以来行政裁判と司法裁判の二元的制度が設けられており、コンセイユ・デタの下で行政判例が蓄積されてきた。国家高官が

それによって特権的に保護されてきたことが何度もある。1990年の社会党の汚職事件であるUrba事件において、Thierry Jean-Pierre予審判事が社会党を調べた時に、国立司法学院で討論会があり、検事総長が、「この判事は何でもやるやつだ。国家を取り調べるというのはおかしい」、といった。これに対して私は、「あなたは混同しています。この判事が取り調べているのは国家ではなく、権力の座にある政党です。」、と反論した。国家とその代表者は、法に従わないことができるはずだ、というのがフランスの長い伝統であった。最近コルシカの知事であったBernard Bonnetが、放火を命じたという理由で取り調べを受け投獄されたが、そのようなこと自体がそれ以前は全くあり得ないことであった。

最近の裁判権の強化は、私の見解では、アメリカ化、メンタリティーのアングロサクソン化への変化を生みだしていると思う。医療過誤や不幸な事態に遭遇した場合に、次第に裁判に訴えるようになってきている。従来のフランスには存在していなかった懲罰的損害賠償が導入されるようになった。

今司法官として私の思うことは、行政事件が行政裁判所で裁かれるという伝統的な仕組みは愚かだ、ということである。アングロサクソン型の「法治国家」の考え方が有力化していくことはむしろいいことだと思う。パリでもニューヨークと同様に弁護士事務所の大型化がみられる。フランスでは従来刑事訴訟がお金もかからず、何もしなくても裁判を遂行してくれるので大変能率的であった。最近、複雑な事件では、民事訴訟も一つの裁判で行うことができるようになった。

憲法院はかつて、二元的裁判制度をフランス的権力分立の考え方に属するとの判決を下した[27] が、このような考え方は批判されるべきである。フランスのエリートが執着している裁判系統の分離と権力分立とを混同してはならない。このような考え方は、決して司法官たちの間では少数派ではない。司法官たちは、国立司法学院に専攻を作ってそこで行政訴訟を行うものを養成すれば

27）1987年１月23日の判決　CC nº 86-225 DC du 23 janvier 1987.

いいだけの話である、と考えている。弁護士たちも行き慣れた司法裁判所で行政事件訴訟を取扱ってくれればいいと考えている。

コンセイユ・デタはそれを望んでいないが、これは、ルクセンブルクのコンセイユ・デタの条約６条（公平な裁判）違反を指摘したヨーロッパ人権裁判所の見解とも抵触する。また、コンセイユ・デタの構成員に対しては裁判官の懲戒手続が適用できないという問題もある。

(3) Véronique Giméno氏へのインタビュー

(i) 国立司法学院とそこにおける研修について

――法曹教育における裁判官のモデルについて

裁判官教育の重点は、長い間裁判官の技術的な質におかれ、よき法律家、法の技術者の養成が目標とされてきたが、Outreau事件以来人間性に重点を置くようになった。当事者との関係において裁判官はいかなる態度を取るべきか、かについて考える機会が多い。裁判官は、精神科医でも心理学者でも鑑定人でも調停者でもない。裁判官は、すべての要素を、裁判当事者の手に届くように考慮しなければならない。従って、現在は、判決文が明快であることが大変重要であると考えられている。

――国立司法学院における教育の方法について

ここでは、模擬演習が重視されている。修習生は、裁判官・弁護士をはじめとして、すべての役割を演じなければならない。しばしば現職の者が原告被告等の役となるためにやってくる。

――国立司法学院における研修について

多くの講演者等が異なったテーマについて話をするためにやってくる。さらに、修習生は、警察、憲兵隊、刑務所、執行士事務所、弁護士事務所などで研修を行う。さらに、現在では、継続的研修として、１年に一週間の研修を行うことが義務づけられている。

ここでの研修を開始する前に、修習生は数ヶ月間様々な組織（ドメスティック・ヴァイオレンス被害女性支援組織、子どものための養護施設、銀行、精神病院、社

会保険関係事務所等々）で研修を行う。

――基本権の教育について

基本権についての教育は行われていない。裁判行為とは何か、とか、解釈行為とは何か、という問題についての考察も存在していない。基本的諸原理に通じている司法官はほとんどいない。裁判官が憲法に言及することは稀であり、今日においてもなお、「法を語る口」と考える傾向にある。

――法曹倫理教育について

31ヶ月間の研修期間のうち、毎週3時間がそれに割り当てられている。

（ii）裁判官の中立性について

――司法官の中立性について

裁判官が中立的であることは、基本的な要求であり、利害関係者が当事者となる裁判では、裁判官となることを辞退しなければならない。政治的意見に関しては、党や団体に加入するのは自由であるが、目立つやり方（façon ostentatoire）で政治闘争を行うことは望ましくない。

（iii）フランスの司法システムについて

――社会の「司法化」について

社会関係の司法化は、肥大化した個人主義の一表現だと思われる。なぜなら、裁判関係者は自分のことしか目に入らず、責任をもつことを受け入れないからである。彼らは、裁判の判決の結果に満足できないときは、責任に直面させられたと考えるよりも、不当な決定だと受け止めることを好む。自分の権利ばかり主張して、他者にも権利があるとは考えない。そのような要求に応じて、裁判官が判決を下してしまうと、裁判のイメージが悪化し、信用を失うことが懸念される。民主主義社会にとって私生活の尊重は基礎の一つのはずであるが、裁判官は、ますます人間関係をさばくようになった。その結果、当事者間の会話がおろそかになっている傾向にある。したがって、社会の「司法化」は、民主主義にとって健全な兆候だとは考えない。

――現行の参審制について

現行の参審制には不完全な部分もあると思われるが、危機に瀕しているとは思わない。現在の政治的傾向は、職業的司法官の権力よりも国民の権力を強める傾向にある。裁判官は、もはや尊敬されるお偉いさんではない。Nicolas Sarkozyは、大統領選において軽罪裁判所においても参審制を導入することを提案した。

――日常事件裁判について

退職した裁判官が日常事件裁判官を務めている例を知っている。このようなものについては、研修の必要性は存在しない。

――最近のフランスにおける裁判権の強化を「法治国家」の強化と呼ぶことができるか、について

このような設問の立て方自体が、法学研究者的な見方である。現在行われている司法改革は、ずっと現場の問題と結びついている。日常事件裁判所制度が導入されてから、小審裁判所が廃止された例がある。

（4）Dominique Rousseauへのインタビュー

(i) 国立司法学院とそこにおける研修について

――国立司法学院における研修について

まず第一に、研修の目的は、裁判官と検察官の職務を果たせるようにすることであり、そのために、理論的な教育だけではなく、実務研修も重視されている。さらに、行政庁も含めた制度的環境を理解できるようにさせる。これには、弁護士についての知識も加わる。また、どの程度を鑑定人に委ねてよいかを決定するために、例えば、心理学の鑑定人、心理学の学派や傾向についての知識を与える。市民社会における様々なアクター（カウンセラー、社会学者、県庁職員、学校関係者等々）や関係組織についての知識を与えるようにしている。

最近の変化としては、司法官の社会的役割がどんどん大きくなってきているので、職業倫理についての教育が重視されるようになってきたことが挙げられる。裁判官は、市民の間で適用されるルールを決定しなければならない以上、

それに見合った規範的責任についての公正さが要求されるのである。その際、アプリオリに理想とされるべきモデルが存在するわけではない。

――法曹倫理教育について

ここ２～３年前から、法曹倫理や司法官の責任についての関心が高まってきたのは事実であり、将来の司法官に行動の指針を与えるために、司法官職高等評議会における懲戒処分の先例についての教育が国立司法学院の教育に盛り込まれることが予定されている。今後、この問題に関してなされるシンポジウムや司法官の論稿等が職業倫理問題に関する教育の中で大きな地位を占めるようになると思われる。

――ヨーロッパレベルでの教育上の交流について

各国によって法曹養成システムが異なることもあり、十分に発展しているとはいえないと思われる。

(ii) 裁判官の中立性について

――裁判官の中立性について

裁判官が中立的でならないことは確かである。裁判官の中立性は、一定の行動について規律を受け、手続的ルールを尊重しなければならないことを意味する。その上で、民主主義社会においては、他の者が意見を表明することができるのと同様に、裁判官も意見を表明することができなければならない。裁判官のイメージを傷つけてはならないという理由で、裁判官に対して意見の表明を禁ずることは偽善的である。確かに裁判官の主観は抑制されなければならないが､それはさまざまの手続的ルールによってなされるべきである。裁判官は、自発的意思によって何の困難も生じずに客観的であり、特定の意見を持っていないと信じさせてはいけない。

唯一の問題は、自らの意見を少しく自制的に節度をもって表明しなければならない、ということである。したがって、ここでの問題は、表現内容よりも、表現の方法の方である。選挙において特定の候補者に対する支持を公然と表明することは許されないが、刑事政策、治安政策や司法権の運用について意見を

表明することは許される。フランスでは、党派的な政治活動を行ったが故に懲戒処分を受けた裁判官はいない。

司法官の行うことのできる政治活動の限界について、抽象的に論じることはできない。いかなる方法で特定の候補者への投票を依頼したか、いかなる新聞で述べたか、法服を着て意見を表明したか、私服で行ったか等を考慮しなければならない。

（iii）フランスの司法システムについて
――最近のフランスにおける司法改革について

最近のフランスにおける司法改革の論理は、曖昧で矛盾しているので、評価することが少しばかり難しい。一方で、最近の改革は、司法官の権威と独立性を強化する方向性を有しており、他方で、裁判官の介入範囲の制約という方向性を有している。

私なりの視点で整理すれば、まず、一つ目の傾向として、フランスの司法モデルの中にアングロサクソンモデルの諸要素を導入しようとしている、といえる。また、二つ目の傾向として、司法作用において検察の地位を強めようとしている。このような傾向が今後10年間続けば、フランスの司法モデルは大きく変化することになると思われる。検察の地位が強化され続ければ、裁判官と検察官のコオルの一体性は見直され、スペインがそうであるように、職務に応じて、裁判官と検察官は分離されるべきであろう。そして、もし、アングロサクソン法のプレトライアル手続（plaider-coupable）が導入されると、フランス刑事訴訟手続における重要な要素であり続けてきた予審判事制度――最近少しずつ重要性が低下してきてはいるが――の廃止がもたらされることになろう。

これらの二つの改革については、それぞれ長所と短所があるので、いまのところ自分としては賛否についての態度決定をしていない。

ヨーロッパ統合の進展の結果、フランスは、他国の法システム・司法システムと関係づけられているので、わたしたちは、それらに注目し、それらを比較する。他国においてよいものがあるのであれば、フランスにそれを導入するの

は当然のことであろう。他国に目を閉ざして、自分の国のモデルが最良のものと考えて自分の世界に閉じこもることは、望ましくない。

(5) 聞き取り調査についての小括

以上、４名の相互に立場の異なるフランス司法関係者にインタビューを実施した。以下では、それに関するいくつかの点を指摘することとしたい。

1　国立司法学院には、多様な入試が存在しており、それによって司法官の給源の多様性が確保されている。それについては、おおむね、高い評価が与えられているようである。

2　Turceyによれば、国立司法学院における教育は、かつて、法技術的側面の教育よりも隣接科学の教育に力を入れていた時代があったようであることが、興味深い。それがいかなる理由に基づくものであったのかが知りたいところである。

3　同じく、Turceyによれば、国立司法学院の所長人事は政治的であるという事情があるので、教育方針にその時々の所長の方針が反映されるという。

4　国立司法学校における研修の内容としては、まず初期研修として、直ちに実地研修を行うことが注目される。新たに修習生となった者は、すでに一定の法的知識があるものであることが前提となっていると考えられているから、この時期におかれているのであろうか。

5　模擬演習が重視されていることは当然のことといえようが、それ以外に、「偉大なる証言者」をはじめとして、外部の講師を積極的に招いて講演等を行わせていることが印象的である。

6　最近、法曹倫理教育の重要性が意識されるようになってきていることが窺われる。

7　国立司法学院において、EU諸国を中心として国際交流にも力がいれられるようになっていることが窺われる。

8　継続的研修については多様なメニューが提供されており、現職司法官の質の向上に貢献しているように思われる。

9　日本の裁判官の世界とフランスの裁判官の世界を最もはっきり区別するのは、裁判官労働組合の存在である。とりわけ、法曹養成との関係では、国立司法学院の運営評議会に裁判官労働組合の代表者が出席することができるので、組合は教育内容等に関しても一定の発言権を持っていることである。

10　裁判官コオルと検察官コオルの一体性については、長所があることが多かれ少なかれ意識されつつも、将来的な観測としては、分離もありうることが想定されている。

11　現行の参審制度についての批判の声は聞かれない。

12　Turceyは、検察官人事一般に強い政治性を、裁判官人事における裁判所長等の管理職ポストへの登用に政治性を見ている。

13　Turceyによれば、司法官の間でフランス法における伝統である裁判系統の二元性に対する根本的な疑問が広がっているようである。より一般的にいえば、近い将来におけるフランス法の一定のアングロサクソン化は、不可避な事態として考えられているように思われる。

14　フランスにおける司法官の政治的活動の限界については、基本的には政治的意見表明の自由が尊重されなければならない、という前提に立ちながらも、司法官としての品位を守るために、表現方法について制約があると考えられているように思われる。

このように見てくると、フランスの裁判官制度が日本と同じキャリア裁判官システムを採用しているといっても、かなりプラグマティックな観点からの制度の活用（多元的な入試制度）や、組合組織などを通じての組織の上意下達化の阻止等が組み込まれている点に大きな特徴があるといえよう。フランスでは、司法権への政治的介入が現実に行われており、それが政権交代によって中和化されてきたのに対して、日本では、司法権が政治の側が政治的介入へ誘因をもたせないようにするために、意識的に自己防衛的閉鎖的な組織運用が支配的な原理として機能してきた、と考えられる。

Ⅲ　若干のまとめ

フランスの裁判権をめぐる現状は、おなじキャリア裁判官制度を採用している日本の司法をそして裁判官をめぐる現状とは著しい違いが存在している。

フランスにおける裁判権は、日本の司法権とは異なるひとつの〈観念上の産物〉であって、様々な裁判作用と観念される諸機関の活動が積算されたものにすぎないが、そうであるがゆえに、裁判権について考える際の自由度が高い。これに対して、日本では、裁判は、職権の独立を有する裁判官たちから構成される、機関そのものが他の機関から独立した、司法権によって独占的に担われており、1960年代から70年代にかけてしかも露骨な政治的介入の危機――「司法の危機」――にさらされただけに、そこでは、官僚モデルを理想において、その強いアクセントを裁判官、ひいては司法権の中立性におく傾向が強い。フランスとの対比でいえば、このような発想のもっとも端的なあらわれが、裁判官組合の存在であろう。改めて指摘するまでもなく、裁判官の組合活動は、それ自身政治活動・党派的活動と同視することはできないが、裁判官の組合活動は、事の性質上、裁判官の職業的利益や政治問題に対する対応を社会に向かって訴えるものであり、この点において、法衣の陰に生身の存在を徹底的に隠している日本の裁判官とは大きく異なっている。日本の裁判官は、法制上組合結成が明文上禁止されているわけではないが、恐らくは司法行政を担う管理職として位置づけられていることもあり、裁判官による組合結成というテーマが議論の対象となったことはないように思われる。これに対してフランスでは複数の裁判官組合が存在し、それらの間に一定の政治的色彩の差異があることが語られているのである。

そして、フランスでは、このような裁判を担う者の中に組合が存在することを所与の前提として、司法官職高等評議会の選挙の中で組合の代表者がその一角を占めるだけでなく、司法官養成機関である国立司法学院の運営評議会の中でも、法曹養成その他について一定の意見を述べることができるのである。さかのぼれば、フランスの司法官の世界においては、激しい政治的介入が歴史的

に続けられ、公然と司法上層部の政治的な任用が行われてきた。このような状況において、組合の存在は、そのようなあり方のパワー・バランスを取るものとして、重要な役割をはたしてきたものと思われる。これに対して、日本の裁判官は、政治的介入に対して政治的に対抗するという行き方ではなく、政治の世界から一定の自律・独立性を維持している司法の世界において最高裁判所事務総局を中心とする上層部による人事政策をはじめとするきめの細かい官僚的統制が行われている現実がある。

このようなそれぞれに特徴をもった日仏の裁判権･司法権のあり方であるが、市民社会の側の要求の一般的増大、行政権の肥大化に対する反発、被害者の地位や救済に対する注目をはじめとする感受性の変化、戦争時における犠牲など政治問題や社会問題に対する裁判権による解決への期待の増大等先進諸国に共通する諸課題への対応を迫られる中で、日仏両国の状況も変化しつつある。一方のフランスでは、グローバリゼーションの進展の中で、EUレベルをはじめとする一国を越える裁判官の相互協力関係の進展の中で、きわめて多様な社会的ニーズの受け皿としての機能を積極的に受け入れてきている。しかしその過程において、極めて深刻なOutreau事件が生じたことは決して看過することができない。他方日本では、司法改革の〈嵐〉の中で法曹養成から参審制に至るまで、戦後に確立していたシステムは大きな転換に迫られる中で、残念ながら、古典的な官僚制モデルへの憧憬が多かれ少なかれ大きな吸引力を持ち続けており、将来のあるべき裁判官像をなお明確に描くことができていない、と思われる。例えば､法科大学院への入学については人材の多様化が求められているが、司法研修所への入学資格を付与する唯一のルートである新司法試験については全く一律の基準によって合否が判定されるシステムとなっている。そうだとすれば、フランスをはじめとして様々な国のありかたに謙虚に学びながら、この国に根深い裁判の担い手についての〈均質性のドグマ〉、そしてそれを支える官僚統制を打破するために、豊かな個性と高いクオリティーを併せ持った裁判官、そして法曹一般をどのように構想し、そして育成しているかが、粘り強く問われ続けいていかなければならない、ということとなろう。

〔補記〕

統治機構全体にかかわる手直しを行う憲法改正が2008年７月23日の憲法法律（Loi constitutionnelle n^{o} 2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la V^{e} République）によって実現し、司法権もそのような手直しの対象とされた（但し、本条は、同憲法法律46条の１の規定によって、その適用に必要な法律及び組織法律が定める条件が満たされる日まで発効しない、とされている。）。その結果、司法官職高等評議会については、なによりもまず、旧法では、同評議会は、「大統領によって主宰される」と規定されていた（65条１項）が、新法では同項は削除され、「裁判官について権限を有する部会」と「検察官について権限を有する部会」ごとに、それぞれ、破毀院第一院長（premier président de la Cour de cassation）と破毀院検事局検事長（procureur général près la Cour de cassation）によって主宰されるとされた（同条２項、３項）。また、「裁判官について権限を有する部会」についていえば、旧法では、大統領、司法大臣、裁判官（５名）、検察官（１名）、コンセイユ・デタによって指名される評定官（１名）、大統領、国民議会議長、元老院議長によってそれぞれ指名され、国会にも司法組織にも属さない有識者（３名）によって構成されるとしていたのが、新法では、破毀院第一院長、裁判官（５名）、検察官（１名）、コンセイユ・デタによって指名される評定官（１名）、弁護士（１名）、司法組織にも行政組織にも属さない有識者（６名）によって構成されることとなった。

このような改正によって、長らく批判の対象となっていた、司法官職高等評議会を通じた大統領の司法権への介入干渉の可能性が制度的に排除され、司法権の政治からの自律性が強められることとなった。また、旧法下では、「裁判官について権限を有する部会」において、司法官とそれ以外のものの比率は、司法官６名対非司法官６名であったが、新法下では、司法官７名、非司法官８名とされるに至り、その結果、同部会において、1993年憲法改正によって司法官が半数を占める構成となっていたのが、本改革によって過半数を欠くこととなった。このことは、司法官の自己支配＝コーポラティズムを牽制するという重大な象徴的意味を有している、といえよう。

さらに、今回の憲法改正によって違憲立法審査制度に重大な変更が加えられ、

憲法院は既に制定された法律について、事後的に、破毀院ないしコンセイユ・デタを経由して合憲性判断をすることができるようになった（61条の１　但し、その適用に必要な法律及び組織法律が定める条件が満たされる日まで発効しない）[28]。このような制度改革によって、フランスの憲法裁判は、今後大きく変化する可能性がある。フランスの裁判権の将来については、さらに注目し続ける必要があろう。

28）通常裁判機関と憲法院の連携に関連して、筆者は、Denis Salas氏の好意で、国立司法学院が主催する主に司法裁判官（行政裁判官も含む）を対象とした継続的教育のプログラム「憲法院と基本権保護」（2006年４月３～４日）に出席する機会を与えられた。本プロジェクトの責任者は、憲法院裁判官であるJacqueline de Guillenchmidtであった。彼女は、弁護士・司法裁判官・行政裁判官等のポストを歴任しており、この種の企画にとって好適な人材であったのであろう。内容としては、そもそも憲法院とその判例を司法裁判官に解説する企画（同裁判官および大学憲法研究者）のほか、憲法裁判機関と国内およびEU裁判所がいかなる関係に立つかについての解説を、ベルギーの憲法裁判所（Cour d'Arbitrage）の裁判官が行っていたことが興味深い。